



三重県公報

令和元年11月8日(金)

第 54 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
27	三重県農産物検査法施行細則の一部を改正する規則	(農産物安全・流通課)	2
告 示			
431	保安林の指定を解除する予定である旨の通知	(治山林道課)	16
432	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定の一部を改正する告示	(漁業環境課)	16
433	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	16
434	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	19
435	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	19
436	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	20
437	道路の占用を制限する区域の指定及びその関係図面の縦覧	(同)	20
選 管 告 示			
54	政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出	(選挙管理委員会)	20
55	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	21
56	政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出	(同)	22
公 告			
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	22
	同伴	(同)	22
	土地区画整理組合の理事の退任の届出	(都市政策課)	22
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建築開発課)	22
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(保健環境研究所)	23
	落札者を決定した旨	(税務企画課)	26

規 則

三重県農産物検査法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十一月八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第二十七号

三重県農産物検査法施行細則の一部を改正する規則

三重県農産物検査法施行細則（平成二十八年三重県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第五条関係）

農産物検査の区分	農産物の種類	事項	様式	期間	期日
品位等検査	米穀（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量及び包装並びに品位について検査の結果	第四号様式及び第五号様式	当年産（生産された年の翌年の十月三十一日までに検査を行うべきことを求められたものをいじ。）の検査を開始した日から八月三十一日までの間	九月十日まで
	麦（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量及び包装並びに品位について検査の結果	第四号様式及び第六号様式	当年産の九月から十二月までの間 当年産の翌年一月一日から翌年三月三十一日までの間 当年産の翌年四月一日から翌年六月三十一日までの間 当年産の翌年七月一日から翌年十月三十一日までの間	翌月の十日まで 翌年四月十日まで 翌年七月十日まで 翌年十一月十日まで
	大豆（輸入に係るものを除く。）	農産物検査を行った農産物の数量、種類及び銘柄、量	第四号様式及び第七号様式	四月一日から十月三十一日までの間	翌年一月十日まで

第 4 号様式 (第 5 条関係)

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書
 (年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

三重県知事 宛て

住所
 名称
 代表者氏名

農産物検査法第 20 条第 3 項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類：
 生産年度：

検査区分	銘柄	荷造り及び包装	量目	検査総数量	特上	特等	1 等 (合格)	2 等	3 等 (等外)	規格外 (等外上)	備考
	(検査区分) 計										
	(検査区分) 計										
	合 計										

備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

2 「検査区分」の欄には、農産物検査法 (以下「法」という。) 第 3 条の品位等検査 (米穀の品位等検査)、法第 5 条第 1 項の品位等検査 (検査を受けていない米穀の品位等検査)、法第 6 条の品位等検査 (麦の品位等検査) 及び法第 9 条の品位等検査 (米麦以外の農産物の品位等検査) の別を記載すること。なお、検査区分ごとに合計を設けること。

3 数量の単位は、キログラムとすること。

第 5 号様式 (第 5 条関係)

国内産米穀の等級理由別検査結果報告書

(年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

三重県知事 宛て

住所
名称
代表者氏名

農産物検査法第 20 条第 3 項の規定に基づき、国内産米穀の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類：
生産年度：

等級	検査数量	整粒不足	形質	水分過多	被害粒	死米	着色粒	異種穀粒	異物	その他
特等										
1 等										
2 等										
3 等										
等外										
規格外										
計										

備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

2 数量の単位は、キログラムとすること。

第六号様式を削る。

第七号様式を次のように改め、同様式を第六号様式とする。

第 6 号様式 (第 5 条関係)

国内産麦類の等級理由別検査結果報告書

(年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

三重県知事 宛て

住所
名称
代表者氏名

農産物検査法第 20 条第 3 項の規定に基づき、国内産麦類の等級理由別検査結果を下記のとおりに報告します。

記

農産物の種類：
生産年度：

等級	検査数量	容積重	整粒不足	形質	水分過多	被害粒	異種穀粒	異物	その他
2 等									
規格外 (等外上)									
計									

備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

2 数量の単位は、キログラムとすること。

第八号様式を次のように改め、同様式を第七号様式とする。

第7号様式 (第5条関係)

国内産大豆の等級理由別検査結果報告書

(年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

三重県知事 宛て

住所
名称
代表者氏名

農産物検査法第20条第3項の規定に基づき、国内産大豆の等級理由別検査結果を下記のとおり報告します。

記

農産物の種類：
生産年度：

等級	検査数量	形質	水分過多	被害粒														
				病害粒	虫害粒	変質粒	破砕粒	皮切れ粒	はく皮粒	汚損粒	しわ粒	その他	未熟粒	異種穀粒	異物			
2等																		
3等																		
規格外																		
計																		

備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

2 数量の単位は、キログラムとすること。

第九号様式を次のように改め、同様式を第八号様式とする。

第 8 号様式 (第 5 条関係)

国内産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書
 (年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

三重県知事 宛て

住所
 名称
 代表者氏名

農産物検査法第 20 条第 3 項の規定に基づき、国内産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおりに報告します。

記

農産物の種類：
 生産年度：

銘 柄	荷造り及び包装	量 目	検査総数量	1 等 (合格)	2 等	3 等	規格外	備 考
合 計								

備考 1 報告書は、農産物の種類及び生産年度ごとに作成すること。

2 数量の単位は、キログラムとすること。

第十号様式を次のように改め、同様式を第九号様式とする。

第 9 号様式 (第 5 条関係)

外国産農産物の品位等検査に係る検査結果報告書
 (年 月 日から 年 月 日まで)

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所
 名 称
 代表者氏名

農産物検査法第 20 条第 3 項の規定に基づき、外国産農産物の品位等検査に係る検査結果を下記のとおりに報告します。

記

種 類	種 別	荷造り 及び包装	量 目	検査総数量	1 等 (合 格)	2 等	3 等	4 等	5 等	規格外	備 考
合 計											

備考 1 「種類」の欄には、政府買入委託契約、売買同時契約 (S B S 契約) 及び民間貿易の別並びに農産物の種類 (米穀、小麦、大麦・裸麦及びその他農産物の別) を記載すること。

2 数量の単位は、トンとすること。

第十一号様式を次のように改め、同様式を第十号様式とする。

第 10 号様式 (第 5 条関係)

成分検査結果報告書 (年 月分)

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所
名 称
代表者氏名

農産物検査法第 20 条第 3 項の規定に基づき、成分検査に係る検査結果を下記のとおり報告します。

記

証明番号	種類	生産年度	銘柄	検査数量	測定結果	
					たんぱく質	アミロース
						でん粉

備考 数量の単位は、キログラムとすること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の様式については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。この場合において、改正前の第五号様式の表中、形質、被害粒及び着色粒の内訳、改正前の第七号様式の表中、被害粒及び異物の内訳並びに改正前の第八号様式の表中、形質、病害粒、虫害粒及び変質粒の内訳の記載を省略することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、平成三十年産の米穀（輸入に係るものを除く。）の品位等検査の結果に係る様式及び期日については、なお従前の例による。

告 示

三重県告示第 431 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知がありましたので、同法第 30 条の規定により告示します。

令和元年 11 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 解除予定保安林の所在場所
南牟婁郡紀宝町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的
風害の防備
 - 3 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は省略し、その図面を三重県農林水産部治山林道課及び紀宝町役場に備え置いて縦覧に供します。）

三重県告示第 432 号

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定（平成 24 年三重県告示第 57 号）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和元年 11 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

表を次のように改める。

区 域	区 分
海野区域 (三重外湾漁業協同組合のうち海野の地区)	① 小型刺網漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業） ② 小型雑一本釣り漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業） ③ 総トン数 10 トン未満の漁船により営む①及び②以外の漁業 ④ 小型定置漁業 ⑤ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。） ⑥ ①、②、③、④及び⑤以外の漁業
三浦区域 (三重外湾漁業協同組合のうち三浦の地区)	① 小型雑一本釣り漁業（総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣りを営む漁業） ② 大型定置漁業及び小型定置漁業 ③ その他の定置漁業（共同漁業権の内容である定置漁業のうち小型定置漁業以外のものをいう。） ④ ①、②及び③以外の漁業

三重県告示第 433 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和元年 11 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

リバーナイオン名張ショッピングセンター
名張市元町 376

2 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
名張ショッピングセンター開発株式会社	名張市元町 376 番地	片倉 信明
株式会社南都銀行	奈良県奈良市橋本町 16	植野 康夫
株式会社名張セントラルパーク	名張市元町 376 番地	辰巳 雄哉

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
名張ショッピングセンター開発株式会社	名張市元町 376 番地	竹田 吉幸
株式会社南都銀行	奈良県奈良市橋本町 16	橋本 隆史
株式会社名張セントラルパーク	名張市元町 376 番地	辰巳 雄哉

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	岡崎 双一
株式会社キタムラ	高知県高知市本町四丁目 1 番 16 号	北村 正志
株式会社御菓子司さわ田	名張市箕曲中村 81 番地	澤田 浩幸
株式会社スイートガーデン	兵庫県神戸市西区高塚台五丁目 4 番地 1	富川 俊明
株式会社宇治園	大阪府大阪市中央区心斎橋筋 1 丁目 4 番 20 号	重村 勝
株式会社タオ	名張市松崎町 1425 番地の 6	上村 博一
土井 重之	名張市丸之内 54 番地の 10	—
フジパンストアー株式会社	愛知県名古屋瑞穂区松園町 1 丁目 50 番地	廣村 昌弘
株式会社カロ	大阪府大阪市中央区大手前一丁目 7 番 31 号	宇澤 信夫
株式会社田村	名張市東町 1743 番地	田村 禎規
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号	城戸 一弥
株式会社アベル	奈良県桜井市大字桜井 267 番地	吉川 正人
株式会社ヤマノリテーリングス	東京都渋谷区代々木一丁目 30 番 7 号ヤマノ 24 ビル 4 階	山野 義友
株式会社ライトオン	茨城県つくば市吾妻一丁目 11 番 1 号	横内 達治

株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島走熊字七本松 27 番の 1	江尻 義久
株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	吉田 馨
平木 大三	伊賀市上野中町 3025	—

(変更後)

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	井出 武美
株式会社御菓子司さわ田	名張市箕曲中村 81 番地	澤田 浩幸
株式会社スイートガーデン	兵庫県神戸市西区高塚台五丁目 4 番地 1	富川 俊昭
株式会社宇治園	大阪府大阪市中央区心斎橋筋 1 丁目 4 番 20 号	重村 勝
株式会社タオ	名張市松崎町 1425 番地の 6	上村 晃一郎
土井 重之	名張市丸之内 54 番地の 10	—
フジパンストア株式会社	愛知県名古屋市長瑞穂区松園町 1 丁目 50 番地	高山 昭一
株式会社カロ	大阪府大阪市中央区大手前一丁目 7 番 31 号	宇澤 信夫
株式会社田村	名張市東町 1743 番地	田村 禎規
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿二丁目 21 番 1 号	城戸 一弥
株式会社アベル	奈良県桜井市大字桜井 267 番地	吉川 正人
株式会社ヤマノホールディングス	東京都渋谷区代々木一丁目 30 番 7 号ヤマノ 24 ビル 4 階	山野 義友
平木 大三	伊賀市上野中町 3025	—
マツオインターナショナル株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷 4 丁目 20 番 10 号	松尾 憲久

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数及び位置

(変更前)

駐車場	収容台数	位置
駐車場 1	132 台	縦覧による
駐車場 3	716 台	縦覧による
合計	848 台	

(変更後)

駐車場	収容台数	位置
駐車場 1	131 台	縦覧による
駐車場 2	507 台	縦覧による
合計	638 台	

イ 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

(変更前)

施設	容量	位置
廃棄物保管施設 1	50 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	25 m ³	縦覧による
合計	75 m ³	

(変更後)

施設	容量	位置
廃棄物保管施設 1	50 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 2	25 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 3	63 m ³	縦覧による

合計	138 m ³	
----	--------------------	--

- 3 変更する年月日
 - 2(1) 平成 27 年 6 月 26 日
 - 2(2) 平成 21 年 10 月 1 日
 - 2(3) 令和 2 年 6 月 26 日
- 4 変更理由
 - 2(1) 建物設置者の代表者変更のため
 - 2(2) 小売業者の名称、代表者の変更及び誤記修正並びに小売業者入替のため
 - 2(3) 店舗運営計画見直しのため
- 5 届出の日
 - 令和元年 10 月 25 日
- 6 届出等の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
 - 令和元年 11 月 8 日から令和 2 年 3 月 9 日まで
 - 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 434 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により亀山市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和元年 11 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - スーパーセンターオークワ サウス亀山店
 - 亀山市菅内町 1369 番 1
- 2 亀山市から聴取した意見
 - (1) 騒音の発生に係る事項
 - ア 当該変更届出に伴い、亀山市と締結している環境保全協定の基準値を超過することがないようにすること。
 - イ 上記基準値を著しく超過する場合は同市と協議の上、同市から環境保全協定の再締結を求められた場合は対応を行うこと。
 - (2) その他の事項
 - ア 当該変更届出により減少する部分の駐車場について、用途を変更する場合は必要な手続を行うこと。
 - イ 開発区域に通じる道路が亀山中学校の通学路に指定されていることから、工事車両の運用に当たっては登下校時間に配慮を行うこと。
- 3 意見の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
 - 令和元年 11 月 8 日から同年 12 月 9 日まで
 - 開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 435 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和元年 11 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 第 1
 - 1 道路の種類 国道
 - 2 路線名 477 号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
四日市市尾平町字川田 1597 番 1 地先 から 四日市市尾平町字川田 1595 番 1 地先 まで	旧	27.6	25.5
	新	31.5	25.5

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 亀山白山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市榑原町字松ヶ瀬 10001-1 地先 から 津市榑原町字松ヶ瀬 10002-2 地先 まで	旧	5.4～10.8	39.5
	新	7.1～21.5	39.5

三重県告示第 436 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和元年 11 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
県道 安乗港線	志摩市阿児町国府字阿し原 811 番 2 地先 から 志摩市阿児町国府字阿し原 831 番 6 地先 まで	令和元年 11 月 8 日
国道 368 号	名張市桔梗が丘西二番町三街区 17 番地先 から 名張市蔵持町原出 1613 番 7 地先 まで	令和元年 11 月 11 日
県道 山添桔梗が丘線	名張市桔梗が丘西二番町三街区 17 番地先 から 名張市蔵持町里 2278 番 1 地先 まで	令和元年 11 月 11 日

三重県告示第 437 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定しますので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和元年 11 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 道路の種類及び路線名

道路の種類	路 線 名	占用を制限する区域
一般県道	上野鈴鹿線	鈴鹿市安塚町字源平塚 1350 番 48 地先 から 鈴鹿市安塚町字源平塚 1350 番 237 地先 まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用制限の開始日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用制限の理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止する。

4 占用制限の開始日

令和元年 11 月 8 日

選 管 告 示

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和元年 11 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

1 政治団体の設立

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1 以上の市区町村の区域等を単位として設けられた支部	届出年月日	備考
自由民主党三重県四日市市第三支部	山崎 博	松本 たか子	四日市市垂坂町 883-5	○	令和元年 9 月 30 日	

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
たき勝弘後援会	豊田 光治	竹下 昌広	津市白塚町 928	令和元年 8 月 30 日	
原田けいじ後援会	原田 敬司	原田 敬司	いなべ市北勢町新町 281	令和元年 10 月 3 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党宮川支部	岸 良隆	主たる事務所の所在地	多気郡大台町御棟 40-2	多気郡大台町江馬 278	令和元年 10 月 1 日	政党
政治結社皇極一心塾	横井 慎	代表者 会計責任者	岸 良隆 横井 慎	西出 範行 富永 真琴	令和元年 10 月 4 日	
豊田みつはる後援会	豊田 光治	代表者	豊田 光治	山城 繁	平成 29 年 5 月 29 日	
彦坂きみゆき後援会	彦坂 公之	会計責任者	加藤 公友	杉山 和視	令和元年 9 月 30 日	
宮本まさかず後援会	宮本 正一	会計責任者	加藤 公友	杉山 和視	令和元年 9 月 30 日	

三重県選挙管理委員会告示第 55 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和元年 11 月 8 日

三重県選挙管理委員会委員長 高 木 久 代

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
石井みどり三重県後援会	武田 良一	令和元年 10 月 3 日	
豊田みつはる後援会	豊田 光治	平成 30 年 12 月 31 日	

もりた英治後援会

森 田 英 治 平成 30 年 12 月 31 日

三重県選挙管理委員会告示第 56 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 1 号の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和元年 11 月 8 日

資金管理団体の届出	資金管理団体の名称	三重県選挙管理委員会委員長	高 木 久 代
をした者の氏名		取消年月日	
森 田 英 治	もりた英治後援会	平成 30 年 12 月 31 日	

公 告

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県鈴鹿建設事務所長から通知がありました。

令和元年 11 月 8 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（2 級基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年 10 月 11 日から令和 2 年 1 月 6 日まで
- 3 作業地域
鈴鹿市西庄内町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局紀勢国道事務所長から通知がありました。

令和元年 11 月 8 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間
令和元年 10 月 15 日から令和 2 年 2 月 28 日まで
- 3 作業地域
松阪市八太町、尾鷲市坂場町、同市倉ノ谷町及び北牟婁郡紀北町船津

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 29 条第 1 項の規定により、鈴鹿市白江土地区画整理組合から次のとおり理事の退任の届出がありました。

令和元年 11 月 8 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

退任理事

中 山 邦 則 鈴鹿市白子本町 8 番 21 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県伊勢建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和元年 11 月 8 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

指 定 年月日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道路 番号	幅員 (m)	延長 (m)
令 和 元 年 10 月 28 日	奥野 浩史	伊勢市神久五丁目 2-33	伊勢市神久三丁目 228-5	A	6.0	32.70

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和元年 11 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

三重県保健環境研究所庁舎で使用する電気（予定使用量）1,594,000 kWh

(2) 購入物品の特質等

購入物品の性能等に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 使用期間

令和 2 年 4 月 1 日（水）0 時から令和 3 年 3 月 31 日（水）24 時まで

(4) 需要場所

三重県四日市市桜町 3684-11 三重県保健環境研究所庁舎

(5) 業種及び用途

官公署（研究所）

(6) 供給計画等

調達説明書（仕様書）に示すとおりです。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札資格停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 平成 31（2019）年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格を保有する事業者であること。

オ 小売電気事業者にあつては、供給実績があること（一般送配電事業の許可を受けている者を除きます。）。

3 入札に関する事項

(1) 本件入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。

なお、本件入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により参加する場合は利用登録申請に使用電子証明届（ICカード使用届）は不要とします。

- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより本件入札の競争入札参加資格確認申請をした後は、書面による入札への途中変更はできません。
- 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、令和元年 12 月 2 日（月）10 時までに電子入札システムにより(1)の競争入札参加資格確認申請を行い、入札参加資格があることの確認を受けてから入札書の提出を行ってください。
- また、書面により入札に参加する場合にあっては(1)の競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）を 5(1)の場所に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けた場合は、書面により入札に参加することができます。
- なお、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を令和元年 12 月 25 日（水）17 時までに提出していただきます。
- また、提出した書類等について説明をお願いする場合があります。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 一般送配電事業者及び小売電気事業者が平成 31（2019）年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格保有者であることを証明する書類
- なお、新たに平成 31（2019）年度三重県電力調達に係る環境配慮方針第 6 条に定める落札資格を得ようとする者は、同方針第 5 条に基づく「三重県環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を下記の部局まで提出し、落札候補者に求める書類提出の締切日時までに判定を得ること。
- 【提出部局】**
- 〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県環境生活部地球温暖化対策課地球温暖化対策班
電話 059-224-2368 ファクシミリ 059-229-1016
- (5) 小売電気事業者にあつては供給実績があることを証明する書類（一般送配電事業の許可を受けている者を除きます。）。
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局
- 〒512-1211 三重県四日市市桜町 3684-11
三重県保健環境研究所企画調整課 担当 小池
電話 059-329-3800 ファクシミリ 059-329-3004 電子メール hokan@pref.mie.lg.jp
- (2) 契約条項を示す場所
- (1)に同じです。
- (3) 調達システム担当部局
- 〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
- 本公告日から令和元年 12 月 20 日（金）まで調達システムにより提供します。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
- 令和元年 12 月 13 日（金）17 時までに通知します。
- (6) 入札書提出の日時及び場所
- ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。
- 入札参加資格確認結果の通知の日から令和元年 12 月 20 日（金）10 時まで
- イ 書面により入札書を提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便で局留郵便として提出してください。
- 提出締切日時 令和元年 12 月 20 日（金）10 時
- なお、四日市西郵便局へは令和元年 12 月 13 日（金）から同月 20 日（金）10 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒512-8799 三重県四日市市智積町 6227

宛 先 四日市西郵便局留め

受取人 三重県保健環境研究所企画調整課

案件名 三重県保健環境研究所庁舎で使用する電気 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和元年 12 月 20 日（金）10 時 30 分

場所 三重県四日市市桜町 3684-11

三重県保健環境研究所企画調整課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載にあたっては、消費税及び地方消費税を含めた金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を記載するものとします。

よって、調達システムで通知される落札金額（税抜き）欄については、表示上は税抜きであっても、既に消費税及び地方消費税分が加算された額となりますので、御留意願います。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書の提出を求める場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格及び落札資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本件入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本件入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続

(平成 26 年三重県告示第 292 号)に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会(連絡先:出納局出納総務課(三重県政府調達苦情検討委員会事務局)、電話 059-224-2771)に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし落札停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (7) 本件入札に係る詳細は、調達説明書(仕様書)によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be Purchased :

Electricity (approx. 1,594,000kWh) to be used in the building of Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture

- (2) Supply period:

From 0:00 A.M. on Wednesday, April 1, 2020 to 12:00 P.M. on Wednesday, March 31, 2021.

- (3) Supply place:

The building of Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture

- (4) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Friday, December 20, 2019.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Friday, December 13, 2019 and 10:00 A.M. on Friday, December 20, 2019.

- (5) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:30 A.M. on Friday, December 20, 2019.

- (6) Managing Authority :

Planning and Coordination Division, Health and Environment Research Institute, Mie Prefecture
3684-11 Sakura-cho, Yokkaichi city, Mie, 512-1211, Japan
TEL:059-329-3800

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第12条の規定により公告します。

令和元年11月8日

三重県知事 鈴木 英 敬

1	特定役務の名称	自動車税種別割納税通知書等に係る印刷及び封入封緘 ^{かん} 等業務委託
2	担当部局	津市広明町13番地 三重県総務部税務企画課
3	落札者決定日	令和元年10月30日
4	落札者	三重県四日市市安島1丁目5-10 KOSCO四日市西浦ビル6B サンメッセ株式会社三重営業所 所長 水上 大雄
5	落札金額	入札価格 55,810,000円 契約金額 61,391,000円
6	決定手続	一般競争入札
7	入札公告日	令和元年9月10日

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
